

令和 3 年度

宮崎市内部統制評価報告書審査意見書

宮崎市監査委員

宮 監 第 6 3 号
令和 4 年 8 月 1 9 日

宮崎市長 清山 知憲 殿

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	荒 木 敏
宮崎市監査委員	日 高 透
宮崎市監査委員	山 口 俊 樹

令和 3 年度宮崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 3 年度宮崎市内部統制評価報告書について、次のとおり意見を提出します。

令和3年度 宮崎市内部統制評価報告書審査意見

第1 種類

地方自治法第150条第5項に基づく内部統制評価報告書審査

第2 対象

令和3年度宮崎市内部統制評価報告書

第3 着眼点

監査委員による令和3年度宮崎市内部統制評価報告書の審査は、宮崎市長が作成した内部統制評価報告書について、宮崎市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

第4 主な実施内容

令和3年度宮崎市内部統制評価報告書について、宮崎市長及び内部統制評価部局（以下、「評価部局」という。）から報告を受け、「宮崎市監査基準（令和2年宮崎市監査委員告示第1号）」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」（以下、「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 期間

令和4年7月6日から令和4年8月19日まで

第6 審査の結果

令和3年度宮崎市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね適切であると認めた。

なお、審査結果の詳細は、以下のとおりである。

（1）全庁的な内部統制の評価について

全庁的な内部統制の評価方法について、評価部局へのヒアリングにより確認したところ、統制内容を示す資料として条例や規程、方針等は整備されており、前年度からの変更等も反映されていた。

また、運用状況について、評価の根拠となる書類等は保管されていた。

(2) 業務レベルの内部統制の評価について

業務レベルの内部統制の評価については、ガイドラインにおいて、①リスク対応策の整備が適時に実施されたか、②リスク対応策の内容が適切であったか、③自己点検やその後の改善が適切に実施されたか、の3点を評価項目として実施することが示されていることから、各評価項目について審査を行った。

①については、適時に実施されていることを確認した。

②については、内部統制推進部局（以下、「推進部局」という。）において、令和2年度に不備件数の多かったリスクについて、関係部局間で協議のうえ、当該リスクに係る基本対応策の修正・追記が行われていた。

また、評価部局は、適切なリスク対応策とするため、基本対応策では十分に対応できない場合には、各所属において独自の対応策を追加させる取扱いとしていた。

③については、発生した不備に対する再発防止策・改善策（以下、「改善策等」という。）の内容を審査したところ、おおむね適切な改善策等が整備されていることを確認した。なお、一部において、具体的な内容が記載されていないものや、改善策等として十分ではないと思われるもの等が見受けられたが、評価部局においては、推進部局が各所属の改善策等について再三の検証・見直しを促していたことや、令和2年度と同様の不備を報告した所属に対してヒアリングを行ったことなどから、改善策等の内容は適切であると判断していた。

(3) 重大な不備に該当するかの判断について

本市の内部統制においては、確認された不備について、金銭的・物的影響を及ぼすものや庁内外に影響を与える「量的重要性」と、市民サービスの提供や本市の社会的信用・名誉に影響を及ぼす「質的重要性」の2つの観点から影響の度合いを判定し、この2つの重要性の度合いがいずれも高いものを重大な不備としている。また、令和3年度から、「市民の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼしたもの」あるいは「故意または重大な過失によるもの（懲戒処分に該当する行為によるもの）」については、量的重要性、質的重要性の判断基準にかかわらず、重大な不備とすることが追加された。

これらの基準に基づき、評価対象期間に確認された不備について審査を行ったところ、重大な不備に該当するものはないことを確認した。

第7 備考

令和3年度は、令和2年度に引き続き、各所属において、リスク対応策に基づいて事務を執行するとともに、自己評価で確認された不備に対しては改善策等を整備・運用することで、内部統制に取り組んでいた。

また、推進部局においては、各所属が行う内部統制に関する勉強会への講師派遣や、職員アンケートを行い、制度に対する職員の理解・浸透を促進していた。

さらに、令和2年度に確認された不備のうち、複数の部局で多数確認された行政財産目的外使用料の算定誤りについては、令和3年度に事務所管課の主導により算定シートを作成し、説明会を行って全庁に共有していた。

このように、全庁的に不備の未然防止・再発防止につながる対策の検討や制度の周知に取り組むことで、内部統制制度の浸透に努めている状況が確認できた。

一方、職員アンケートの結果では、内部統制の取組が一部の職員のみで行われているこ

とや、全庁で発生した不備について周知はされているものの、それを把握している職員が少ない状況にあることも明らかとなった。

内部統制は、業務に組み込まれ、組織内の全ての者が遂行することによって有効に機能するものであることから、全庁的な内部統制においては、本市における取組について職員一人ひとりの理解が深まるよう、組織としてより一層の周知に努められたい。

業務レベルの内部統制においては、本来であれば令和3年度に対処すべきと思われる不備が令和4年度の対応となっているものが見受けられたことから、推進部局において、発生した不備の事後対応について、迅速に対応したか、どのように処理したかを精査・確認していくことが望まれる。

また、改善策等について、評価部局において一部の所属にヒアリングを行い、内容を確認しているものの、十分な対策となっていないものが見受けられたことから、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかといった観点からも評価されたい。

重大な不備を判断するうえでの観点となる「質的重要性」においては、各所属の判断に委ねられた「事案の公表の有無」によって重要度が異なることから、その判断基準については、より一貫性・客観性が求められる。

最後に、今回の審査意見により、本市の内部統制制度が更に充実したものとなり、職員のリスク管理意識の向上と適正な事務執行が図られ、もって市民に信頼される行政運営の確立に資することを望むものである。